

# 障害者福祉サービスの一部が変わります

## ～「措置制度」から「支援費制度」へ～



今までの障害者福祉サービスは、行政がサービスの受け手側を特定してサービス内容を決定するいわゆる「措置制度」でした。その「措置制度」が、来年の4月から、利用者の立場に立った「支援費制度」に生まれ変わります。

### ■支援費制度って何？

「支援費制度」とは、障害をもつ人が自らサービスを選択し、事業者と対等な立場で契約を結び、利用する制度のことです。

この制度によって、利用者本位のサービスが受けられるようになります。また「支援費制度」は、サービスを提供している事業者間に競い合いを生み、サービスの質の向上が期待されています。

サービスを利用する前に、まずは福祉課にご相談ください。

## ○ 支援費制度の対象サービス ○

この表以外のサービスについては従来どおりです。

身体障害者	知的障害者	障害児
<p>○居宅系サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）</li> <li>身体障害者デイサービス事業</li> <li>身体障害者短期入所事業（ショートステイ）</li> </ul> <p>○施設系サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者更生施設</li> <li>身体障害者療護施設</li> <li>身体障害者授産施設（小規模通所授産施設は除きます）</li> </ul>	<p>○居宅系サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>知的障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）</li> <li>知的障害者デイサービス事業</li> <li>知的障害者短期入所事業（ショートステイ）</li> <li>知的障害者地域生活援助事業（グループホーム）</li> </ul> <p>○施設系サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>知的障害者更生施設</li> <li>知的障害者授産施設（小規模通所授産施設は除きます）</li> <li>知的障害者通勤寮</li> </ul>	<p>○居宅系サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）</li> <li>児童デイサービス事業</li> <li>児童短期入所事業（ショートステイ）</li> </ul>